

平成 30 年 2 月 6 日

企業会計基準委員会 御中

有限責任監査法人トーマツ
テクニカルセンター**実務対応報告公開草案第 53 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い（案）」に対する意見**

貴委員会から平成 29 年 12 月 6 日付で公表されました実務対応報告公開草案第 53 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）に対して、以下のとおり意見を申し上げます。

質問 1

仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者が保有する仮想通貨の会計処理に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【コメント】

本公開草案の仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者が保有する仮想通貨の会計処理に関する提案に基本的には同意する。ただし、活発な市場が存在する仮想通貨に係る会計処理の根拠をより明確にして頂きたい。

（理 由）

公開草案第 35 項では、「時価の変動により利益を得ることを目的として保有するものに分類することが適当と考えられる。」としたうえで、活発な市場が存在する仮想通貨は、期末における評価を時価と決定したとされている。

しかしながら、仮想通貨利用者において、仮想通貨を決済手段として利用するケースでは、必ずしも利益を得ることを目的として保有しないことが考えられる。このため、このケースでも、活発な市場が存在する場合、利益を得ることを目的として保有するものと同様に、時価評価したうえで評価差額を損益で処理することが適切とするのであれば、その旨、その理由及び評価損益の性質などを結論の背景に追加して記載していただきたい。

質問 2

仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通貨の会計処理に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【コメント】

本公開草案の仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通貨の会計処理に関する提案に同意する。

質問 3

開示に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【コメント】

本公開草案の開示に関する提案に、基本的には同意する。ただし、貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書における表示区分を定めていただきたい。

(理 由)

本公開草案において、仮想通貨交換業者及び仮想通貨利用者は、仮想通貨の性質が明確になっていない中でその保有目的にかかわらず、活発な市場が存在するかどうかにより会計処理を決定していることや、仮想通貨を外国通貨、金融資産、棚卸資産及び無形固定資産のいずれにも該当しないと整理していることを踏まえると、実務において判断に迷うことがないように、貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書における表示区分を定めるべきと考える。

● 貸借対照表における表示区分

貸借対照表における表示区分については、以下のように、実務において判断に迷うことがあると考えられる。

- 各企業の保有目的に応じて表示区分を検討する必要があるのかどうか。
- 本公開草案では、仮想通貨について時価の変動により利益を得ることを目的として会計処理が定められている趣旨を勘案すると、すべての仮想通貨をトレーディング目的で保有する棚卸資産又は通常の販売目的で保有する棚卸資産に準じて、表示しなければならないかどうか。
- 本公開草案では、活発な市場が存在するかどうかにより会計処理が定められていることを勘案すると、活発な市場が存在する仮想通貨と活発な市場が存在しない仮想通貨の表示区分を分ける必要があるのかどうか。

このため、貸借対照表における表示区分を定めるべきと考える。

● 損益計算書における表示区分

損益計算書における表示区分については、以下のように、実務において判断に迷うことがあると考えられる。

- 仮想通貨交換業者及び仮想通貨利用者が、仮想通貨の売買を主たる営業とするか

どうかにより、表示区分を検討する必要があるのかどうか。

- ▶ 本公開草案では、時価の変動により利益を得ることを目的として会計処理が定められている趣旨を勘案すると、すべての仮想通貨をトレーディング目的で保有する棚卸資産又は通常の販売目的で保有する棚卸資産に準じて、営業損益に表示しなければならないかどうか。

このため、損益計算書における表示区分を定めるべきと考える。

- キャッシュ・フロー計算書における表示区分

キャッシュ・フロー計算書における表示区分については、以下のように、実務において判断に迷うことがあると考えられる。

- ▶ 仮想通貨交換業者は、仮想通貨に係るキャッシュ・フローを、営業損益計算の対象となった取引によるキャッシュ・フローとして「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に表示するのか、又は、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローとして「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に表示するのか。
- ▶ 仮想通貨の売買を主たる営業としていない仮想通貨利用者には、投機を目的とする者や決済を目的とする者など、その目的は様々であると考えられる。この場合、仮想通貨に係るキャッシュ・フローは、「投資活動によるキャッシュ・フロー」に表示するのか、又は、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローとして「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に表示するのか。
- ▶ 公開草案では、仮想通貨について時価の変動により利益を得ることを目的として会計処理が定められている趣旨を勘案すると、すべての仮想通貨に係るキャッシュ・フローをトレーディング目的で保有する棚卸資産又は通常の販売目的で保有する棚卸資産に準じて、営業損益計算の対象となった取引によるキャッシュ・フローとして「営業活動によるキャッシュ・フロー」に表示しなければならないかどうか。

このため、キャッシュ・フロー計算書における表示区分を定めるべきと考える。

質問 4

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

コメントはありません。

以 上